

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項 半月報(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43507

大 23 回 (41
8.
16)
3
31

文書類	公信案(分類)																								
<table border="1"> <tr> <td>タイプ指示</td> <td>免信用</td> <td>執務用</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>主 信</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>付</td> <td>913201/101-1 100-1 120-(未捺印)</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>属</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> </table> <p>昭和41年11月7日受付</p> <p>発信 <i>[Signature]</i> 檢査 <i>[Signature]</i></p>		タイプ指示	免信用	執務用	計	主 信	1	0	1	付	913201/101-1 100-1 120-(未捺印)		2	属			2								
タイプ指示	免信用	執務用	計																						
主 信	1	0	1																						
付	913201/101-1 100-1 120-(未捺印)		2																						
属			2																						
<table border="1"> <tr> <td>公信番号</td> <td>米北第 1431 号</td> <td>公信日付</td> <td>昭和41年11月5日</td> </tr> <tr> <td>大臣</td> <td>主 寄 北米局長</td> <td>起案者</td> <td>昭和41年10月31日</td> </tr> <tr> <td>政務次官</td> <td>参事官</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務次官</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外務審議官</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>官房長官</td> <td>北米課長</td> <td>起案者</td> <td>森山 電話番号 671</td> </tr> </table>		公信番号	米北第 1431 号	公信日付	昭和41年11月5日	大臣	主 寄 北米局長	起案者	昭和41年10月31日	政務次官	参事官			事務次官				外務審議官				官房長官	北米課長	起案者	森山 電話番号 671
公信番号	米北第 1431 号	公信日付	昭和41年11月5日																						
大臣	主 寄 北米局長	起案者	昭和41年10月31日																						
政務次官	参事官																								
事務次官																									
外務審議官																									
官房長官	北米課長	起案者	森山 電話番号 671																						
<table border="1"> <tr> <td>受信者</td> <td>免信者</td> </tr> <tr> <td>在米試験大使</td> <td>佐藤外務次官</td> </tr> <tr> <td>写送付先</td> <td>(希望免送日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">件名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">沖縄開拓需要と想半月報(第23回)送付</td> </tr> </table>		受信者	免信者	在米試験大使	佐藤外務次官	写送付先	(希望免送日)	月 日		件名		沖縄開拓需要と想半月報(第23回)送付													
受信者	免信者																								
在米試験大使	佐藤外務次官																								
写送付先	(希望免送日)																								
月 日																									
件名																									
沖縄開拓需要と想半月報(第23回)送付																									
GA-2																									
5	外務省																								
回観番号																									

米北第 1431 号
昭和41年11月 5日

在米大使殿

外務大臣

沖縄開拓需要と想半月報(第23回)送付
下記事項に開拓半月報第23回(昭和41年8月
16日~31日)別添のとおり送付する。

記

1. 沖縄開拓半月報(第23回)
2. 教育機関開拓半月報(第23回)
3. 立法院裁判权開拓半月報(第23回)

付属添付

GA-4

外務省

第23回沖縄(平)重要事項報

(昭和41年8月16日～8月31日)

1. 案 総務長官の沖縄訪問(参考参照)

森長官は予定通り8月16日から4日、沖縄を訪問。

沖縄在住のほか、宮古、八重山各島を視察し、19日が半日政府、琉球政府首脳と会見し、当面の沖縄問題につき協議した。また、経済、産業、社会教育等、有税国体代表らとも長時間に亘り懇談し、本土との歴史是正のための援助、自治権拡大などを一つの陣営を行った。

(附: 情報文書別添1.)

同長官は19日、ワード高等弁護士と会談し次。

この席上、来年度日本政府援助の増額、琉球政府の自治権拡大、船舶問題、裁判制度問題、日米復帰問題等について意見交換が行われた。

GA-4

外務省

2
沖縄開港化中、精力的に訪問され、沖縄問題

解消のため人柱となる決意を明らかにした森長官

に対し、現地側は、長官自身の政治的評価は未だ数々

ながら、新鮮な活力に期待を抱く、検討から

実行、段階的実現といわれる沖縄問題の推進者と

12. 同長官の訪問結果が、主として政府反映。

かつ、日本の議論へ発展する可能性12%。

2. 教育权分離問題

8月19日夜、帰京した森長官は、伊藤副官省、行

川及川官房で記者会見し、森、外、ソノ会談の内容を説

明したが、その中で、自治権拡大については、毎年1回(年)

公の合意の自治権拡大、とか、教育の分離化との希望まじい

と発言した旨説明した。

この発言は、次の1月自民党沖縄問題特別対策委員会

外務省

3

(田村喜久夫)が済省に中間報告に盛り入れた特能
別分離選置の方の方を政府閣僚が「初めて公式に
提示」したのとて注目され、8月20日付毎日新聞
は在那覇洋特別委員長と一緒にスケルトン教育権選置
を報道、これを経て本音紙がこれを報道
し、五島での諦某山口と交換するなど、沖縄問題に
対する形での波紋が広せられた。これが始った。

又、9月は、23日、佐藤総理及び閣議に報告
され、森長官の構想の閣議で了解され、政府の基準方
針として好んで沖縄開始の印原を示すため大正(1)
9月17日から18日、翌24日慶留間長官より
東洋を政府の方針として行なう時期が来年と見られて
首謀者公見と見なされた。

これにつて、社会党は教育局と技能局の分離
選置は二事かじであり、政府も特能別選置が行われた。

GA-4

外務省

4

沖縄の潜在化は既に顯在化されており、沖縄が復
明の日本とその自己隸属化道の口実となるべきであ
るの勢をうかがわいた。

他方、現段階では、特能別分離選置の政策
(昨年11月立法院代表選舉以来)より掲げて来た手當は
今度の勅文に好んで采れられ、軍備三件には2点で
21を及ぼし、(近来日本方面政府は基地の重要性を強
調するの外でこの基地の範囲、軍司(臺北)は変更
されるところでは前掲す)従つて基地と一般行政との区别が
けりらるる現状で實際に分離選置なるということは
不可能であるといふ。この勅文は依然に連絡の幻想を
持つて中心思想固定化をねらつた在論の分離選置で
ある。又12月3日。

GA-4

外務省

5

3. 立法院裁判部、官用地接收特別委員会
標記委員会は8月8日より引き続々て、13. 21の兩日、封鎖
院下今後、付帯にて協議され、いかにいた
進展を欠いていない。

裁判权については、各号既報のとおりであるが、土地
問題について、年野党間に次のようは意見の相違がある。
野党は接收原地の観察の結果、地主は戦争反
対の立場から接收に絶対反対であるとの意志を確認し
た（ビン布令第20号（「債権の取得について」、一ヶ月報
中18号参照）はあくまで地主の同意に基いてからことか
大原則である。地主は最初まで抵抗したにも拘
らず、半軍が接收を強行したというより、半軍の意の侵
に接收させることは大至る違ひがあると述べ、接收反
対を強く主張してゐる。地方、年野民主党は基準的口は、
6月11日の立法院決議（接收反対）に沿つて対処するか、

GA-4

外務省

6

現内閣の規定に基く此を得ない接收措置には、
反対し得ないといへる。
同委員会は裁判部、地接收の兩問題が合併
され、反対に抱くが被政権を持へ半軍の裁判權行使
であり、本質的に同一のものであつて、結局、高等弁護官
の民意を以て裁判移送命令の撤回又は地接收
計画の廢棄を要するに至り、半側の意見を甲に入り
べし。8月末現在半側から回答がなく、野党は「放棄」
し、公見を避けたまゝ、不協の色を出でてゐる。

GA-4

外務省